○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件

〔昭和四十年五月十三日　大蔵省告示第百五十九号〕
〔最終改正　令和八年三月三十一日　財務省告示第八十五号〕

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十一条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、昭和四十年四月一日以後に支出された寄付金から適用する。

別表の上欄に掲げる法人又は団体に対して同表の中欄に掲げる使途に充てるためにする寄附金で、同表の下欄に掲げる期間内に支出されたもの

別表

法人又は団体（所在地）	使途	期間
公益社団法人二〇二七年国際園芸博覧会協会（神奈川県横浜市中区住吉町一丁目十三番地松村ビル本館）	二〇二七年国際園芸博覧会開催の費用	令和五年三月二十三日から令和九年三月二十二日まで
公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（愛知県名古屋市中区三の丸三丁目二番一号愛知県東大手庁舎内）	愛知・名古屋二〇二六アジア・アジアパラ競技大会の開催の費用	令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで
独立行政法人日本学生支援機構（神奈川県横浜市緑区長津田町四千二百五十九番地）	官民協働海外留学支援制度大学生等コース（家計基準内）及び官民協働海外留学支援制度高校生等コース（ＳＴＥＡＭ探究コース・家計基準内）に係る費用（令和八年度事業分）	令和八年三月三十一日から同年十二月三十一日まで